

# 福祉医療費の更新時期が近づいてきました 今年の更新から所得制限の限度額が変わります

平成17年9月1日から、所得制限の限度額が変わります。

心身障害者医療費は特別児童扶養手当、一人親家庭等医療費は児童扶養手当一部支給、乳幼児医療費は児童手当特別給付の所得制限限度額とそれぞれ同じになります。

この変更により、心身障害者医療費および一人親家庭等医療費については限度額が下がり、乳幼児医療費については限度額が上がることになります。

現在、有効期限が平成17年8月31日までの受給資格証をお持ちの方で、引き続き受給資格のある方については、8月下旬に更新案内の通知を郵送させていただきますので、更新の手続きをしてください。

## 福祉医療費助成制度とは？

福祉医療費助成制度は、心身障害者・一人親家庭等および乳幼児の方が、医療機関で診察を受けたときに支払った自己負担金（保険適用分）の一部または全部を県や市が助成する制度です。

### 心身障害者医療費助成

**対象者**

- ・4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方
- ・判定機関で、知的障害者と判定された方のうちIQ50以下の方

**所得制限**

- ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

**助成額**

- ・自己負担金額（ただし、附加給付分を除く）

### 一人親家庭等医療費助成

**対象者**

- ・18歳未満の児童を扶養する一人親家庭の母または父および18歳未満の児童
- ・父母のいない18歳未満の児童

**所得制限**

- ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

**助成額**

- ・自己負担金額（ただし、附加給付分を除く）

入院時の食事標準負担額については減額認定されている場合のみ助成

### 心身障害者(老人保健適用者)医療費助成

**対象者**

- ・65歳以上の方で、障害があり、あらかじめ市で認定を受けた方

**所得制限**

- ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

**助成額**

- ・自己負担金額から老人保健還付金を引いた額

### 乳幼児医療費助成

**対象者**

- ・4歳未満の乳幼児

**所得制限**

- ・保護者の前年の所得により制限されます

**助成額**

- ・自己負担金額（ただし、附加給付分を除く）

県内の医療機関で受診される場合は、受給資格証を窓口へ提示してください。また、県外の医療機関で受診された場合は、領収書を添付して助成申請をしてください。ただし、老人保健適用者の方は提示も申請も必要ありません。

## 申請もれはありませんか？

今まで福祉医療費の申請手続きをされていない方で該当すると思われる方は医療課までご連絡ください。ただし、受給資格要件に所得制限などがありますので、ご了承ください。